

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり公示します。

2024年4月17日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：パラオ国コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：パラオ国コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画準備調査（QCBS - ランプサム型）

調達管理番号：24a00059

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年4月17日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：パラオ国コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画準備調査（QCBS-ランプサム型）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
- (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
（全費目課税）
- () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2024年7月 ～ 2025年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Yamada.Sayaka@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ水資源第一チーム

担当者メールアドレス : gegwt@jica.go.jp

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年 4月 23日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 5月 9日 12時
3	質問への回答 4月23日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年 4月 26日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年 5月 14日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 5月 20日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 6月 3日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先 : https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先：上記2. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」をご参照ください。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記2.（3）にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・
施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023 年 11 月から 2024 年 1 月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4 月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザル

にて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性/メリット及び費用/コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	DX (Digital Transformation) の検討	第3条 実施方針及び留意事項 (15) 第4条 業務の内容(12) (16)
2	自然・サイト状況調査の項目と手法	第4条 業務の内容(4) (5)
3	気候変動対策案件としての検討	第4条 業務の内容(9)
4	ソフトコンポーネントの検討方針	第4条 業務の内容(16)
5	事業の定量的な評価指標案	第4条 業務の内容(24)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査するとともに、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とす

る。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものとする。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とする。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となる可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)

協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)

同「補完編 (土木分野)」 (2023年4月)

同「機材編」 (2023年4月)

(イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA 環境社会ガイドライン」という。)

国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月)

(ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)

気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation)

気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

（エ）その他

JICA 不正腐敗防止ガイダンス

無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン

コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）

コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）

ソフトコンポーネント・ガイドライン

ODA 建設工事安全管理ガイダンス（以下「安全管理ガイダンス」という。）

資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)

JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

② 貸与資料

「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023年5月）」

資料貸与をご希望の方は事業実施担当部 (gegwt@jica.go.jp) にお問い合わせください。

③ 配布資料

本事業対象路線参考図

（3）計画策定のプロセス

➤ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。

➤ 以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

（ア）初回現地調査派遣前

- 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

（イ）概略設計協議前の現地調査帰国時

- 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

（ウ）概略設計協議に関する現地派遣前

- 計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせることを。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、かかる調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
 - ① 無償資金協力「給水改善計画」（1990～1992年）
 - ② パラオ国「上水道改善計画準備調査」（2015年）
 - ③ 無償資金協力「上水道改善計画」（2015年～2018年）
 - ④ パラオ国「無収水削減能力向上プロジェクト」詳細策定調査（2021年）
 - ⑤ 技術協力プロジェクト「無収水削減能力向上プロジェクト」（2022～2024年）
- 上記も含めて類似事業の設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、調査の効率化に努める。
- 上述の事業も含めた類似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討すること。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

別紙1のとおり。

- 技術協力プロジェクト「無収水削減能力向上プロジェクト」（2022～2024年）の成果品である管路更新基本計画を参照し、事業対象地域の優先順位を確認する。自然条件調査等を経て事業費を算出した上で、本事業の対象地域を確定する。
- なお、本事業は前回の無償資金協力「上水道改善計画」（2015年～2018年）において更新できていない配水管について更新し、ブロック化する想定である。

（7）環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下「JICA 環境ガイドライン（2022年1月）」という。）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、JICA 環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。

（8）調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

- 本業務では当該項目は適用しない。

（9）クラスター事業戦略での本件の位置づけ

- 本業務は、当該項目について、以下の点に留意し、調査を実施する。
 - 本事業は、発注者の進める JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）²の「持続可能な水源の確保と水供給」のうち、本事業はクラスター戦略「水道事業体制成長支援」に位置づけられる。コロール州・アイライ州の水道施設は、一定のサービス水準、水道料金徴収率に達している一方で、原価回収率が低く経営が非効率であることから、「水道事業体成長支援型」に該当すると考えられる。また、それら既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。
 - 地球環境部水資源グループではグローバルアジェンダに基づく水道サービス・経営改善を確認するための指標取りまとめているため、本調査により収集した

²保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

データを基に、水道事業体の水道サービスや経営に係る情報について「クラスター事業戦略進捗モニタリングシート」に取りまとめる。

(10) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

本業務では該当する関連既存事業はない。

(11) 相手国関係機関の調整

本事業の効果的な実施のため、以下の対応を行う。

- ① パラオ国においてはアジア開発銀行（ADB）が一部上水分野の支援を行っており、コロール州・アイライ州では配水管更新 3km（Ngekesoal Tank Zone Area）を本事業と棲み分けする形で行うこととなっている（配布資料参照）。管種選定やスマートメータ導入に向けた検討を含め、具体的な連携の可能性を確認する。ADB 実施中の財政支援は次のとおり。
 - ・ “Laying of Pipe at Ngerkesoal Tank Zone Area”
 - ・ “Supply of Water Meters For Ngekesoal Tank Zone Area”
- ② パラオ国における JICA や他ドナーによる給水、保健、衛生、気候変動等の分野の事業の有無を確認し、本事業との相乗効果が出せるような連携も検討する。

(12) 実施機関の運営・維持管理体制の確認

法制度、パラオ公共事業公社（PPUC）の料金体系、財務状況（直近 5 年間程度の損益計算書、貸借対照表等、政府による補填）、人員配置、技術レベルについて確認し、本事業実施後の運転維持管理可能な施設及び人員体制を検討する。

スマートメータについて、運営・維持管理上の課題（技術面、コスト面）がある場合にはこれを整理し、必要な初期操作指導、運用指導のソフトコンポーネントへの追加を検討する。

(13) 管路の概略設計及び既存施設との接続

前回無償で整備した配水区の整理を参考に、本事業でもブロック化を意識した設計を行う。その際に、配水本管及び配水支管に必要な空気弁、消火栓、弁類を地形や消防水利を基準に、運営・維持管理上の効率も考慮し設置する。

(14) 給水管引き込み部及び給水装置周辺に関する検討

パラオ国ではメータは PPUC 所有、メータ以降の家屋側の給水管がユーザー所有と

整理されている。技術協力プロジェクトにおいて、前回の無償の際に、PPUC 側負担の既設給水管と新設給水管の切り離し工事が適切に行われていなかったため、新たな無収水発生の要因になっているとの指摘がなされた。そのため、本事業では、配水管の分岐部から各戸メータまでの給水装置を無償資金協力の対象として整備することを想定しているが、施工内容、住民との調整を考慮し、無償の対象範囲を確定する。また、PPUC が敷地内の施工を実施する場合も前回の無償の教訓を活かすことができるよう、給水装置周辺の施工方法、施工手順及び旧配水管から新配水管への切り替え手順等の具体的な検討を行う。なお、コロール州・アイライ州全体の無収水率削減を図る場合、前回無償で整備した給水管箇所も含めた対応が必須となり、PPUC はこの問題に対し改善工事の予算を確保し実施するとしているため、JICA はその進捗を確認し、早期の対応を促していく。コンサルタントは、必要に応じて PPUC による対応状況から、本事業の実施にあたっての教訓を得る。

(15) DX (Digital Transformation) の検討

本事業で整備する施設に限らず、水源から蛇口までの一連の水道施設の運転維持管理において、持続性確保や業務の効率化等の観点から、導入可能なデジタル分野の整備について、DX 導入メリットとデメリットを整理したうえで検討する。PPUC の人材不足に応じるオペレーションの一元化や、データの統合による状況の可視化、検針の精度向上などによる無収水削減を考慮する。特に、本事業で設置予定のスマートメータを最大限に活用するべく、検針、管理、請求フローの連携を図るとともに必要となる施設整備（データ転送、通信等）について検討を行う。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
- 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然条件調査

概略設計・施工計画・積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が周囲の自然に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査を行う。

・地形・地質・支障物調査

管路更新対象路線（配布資料参照）について、概略設計、概略事業費の算出を行うに足る地質の確認、上下水道、電気、電話回線、ガス、下水道、構造物等の確認を行う。その目的、手法、数量についてはプロポーザルにて提案する。

(5) サイト状況調査

設計・施工計画、あるいは設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、対象サイトの周辺状況に関する調査を行う（資機材の整備状況に関する調査を行う）。

- ・調査内容は第4章（4）に含む。

(6) 環境社会配慮にかかる調査

本業務では以下の対応を行う。

① 初期環境調査

- 1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2023年5月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。
- 2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。
 - ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案の比較検討

カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。）

コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

3) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書（案）を作成する。

② 上記の①2)ケ)「ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援」について、本事業は既存配水管の更新が中心となることから、新たな用地取得や住民移転は想定されないが、事業案に沿って新設管路の布設位置を確認し、改めて用地取得及び住民移転の可能性を確認する。計画に当たり、住民移転の発生を可能な限り回避し、回避できない場合は最小化の検討を行ったうえで JICA 環境社会ガイドライン（2022年1月）に沿った適切な補償を策定するよう、住民移転計画の作成について PPUC を支援する。その過程において、PPUC が適切なステークホルダー協議と被影響住民との合意形成を行うよう十分な支援を行う。なお、事前に周辺住民・対象施設関係者への事業実施予定に係る周知等、現地ステークホルダー協議の実施が必要な点に留意が必要である。

③ ①2)エ)「影響の予測」について、本事業の工事中は、大気汚染、水質汚濁、廃棄物、騒音・振動等、周辺環境への影響が想定されるため、汚染対策について本調査で確認が必要である。さらに供用時の負の影響についても本調査で確認すること。自然環境について、事業予定地は、保護区等の影響を受けやすい地域に該当しないと想定されるが、詳細は本調査にて確認すること。

(7) ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

- 実施機関における女性の雇用促進や技術者育成等の方針及び実態を調査する。
- 他ドナー実施分も含む類似案件における労働者の女性割合などに関する施策およびその実態を調査する。

② 事業内容への反映の検討

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するための設計、施工、運用時の対応を検討し、導入に努める。
- 施工・運用段階の配慮例：施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備。

③ 運用・効果指標の検討、実施機関の実施支援

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー視点に立った設計・仕様・取組を担保するための運用・効果指標を設定する。
- 対象国政府からジェンダー関連資料の提出を求められた際には、実施機関による資料作成や質疑応答の業務支援を行う。

(8) 障害配慮に関する検討・計画

本業務では以下の対応を行う。

- 実施機関と議論を行い、事業計画内に障害等への配慮する対応を盛り込む。

(9) 気候変動対策案件としての検討

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

本事業は、事業実施により温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

- 開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業がパラオの「自国が決定する貢献草案」（INDC：Intended Nationally Determined Contributions）と整合していることを確認。
- 気候変動適応策について、資料①JICA 気候変動対策支援ツール（適応策版）pp. 1～33の「気候リスク評価の実施」及びpp. 42～45「水資源分野・上水道の気候

リスクの概要・考え方」等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、当該国の INDC と整合した気候変動適応策を事業計画に盛り込むことを検討する。右検討結果については、協力準備調査報告書に記載する。

- 気候変動緩和策としては、INDC で掲げている給水のためのエネルギーを再生可能エネルギーで供給する可能性について検討する。また、本事業を通じた GHG 排出削減量の推計を行う。GHG 排出削減量の推計には、JICA 気候変動対策支援ツール（緩和策）：GHG 排出削減（吸収）量「22. 無収水削減対策」等を使用する。
- パラオにおいては 2016 年に大規模な干ばつが発生し、長期に渡る計画断水と給水制限が行われた。当時の状況や今後の気候変動に伴うパラオの水資源への影響を分析し、気候変動等による干ばつに対して、本事業が強靱な水供給の実現に具体的にどのように貢献できるかを分析する。

（10）調達事情調査

- 本事業実施に必要な資機材（鉄筋、骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材、スマートメータ等）・労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。
 - ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
 - ② 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
 - ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
 - ④ 第三国調達の可能性の検討
 - ⑤ 調達上の留意事項のとりまとめ
上記を踏まえた調達方針及び調達計画（調達上の留意点、調達監理計画、品質管理計画、資機材等調達計画、初期操作指導・運用指導等計画、ソフトコンポーネント計画、実施工程を含む）の策定、機材仕様書の作成
 - ⑥ スマートメータについては、ADB 事業での設置のタイミング、導入予定機材の検討状況、スマートメータの全体計画を確認し、本事業と一貫性が保てるよう留意する。

（11）施設、設備、機材計画調査

- 既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用・稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、運用状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。
 - ① 既存メータ・関連機材状況調査
既存メータ、メータ検針精度、稼働状況、破損・故障の規模、維持管理体制、検針体制等配布。加えて、メータが自然条件（気温、降雨）や排水不良、

迷走電流等から受ける影響を確認し、課題があれば、スマートメータ設置に際し対策を提案する。

② 既存システム・データの状況調査

既存システム、既存ソフトウェア、既存データ、システムの活用状況等

- 検討結果を施設計画、機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。第三国調達が望ましい場合は、その理由と合わせて説明する。

(12) DX 導入計画の提案

第3条(15)の方針を基に、本事業におけるスマートメータ活用及びオペレーションの一元化や、データの統合による状況の可視化等 PPUC の運営・維持管理における段階的な DX 計画を整理する(概算事業費の算出を含む)。本事業では、設置するスマートメータを最大限に活用することが優先されるため、スマートメータの運用システムとして必要な機材を検討する他、段階的な計画の中で無償資金協力に含む範囲があれば提案し、PPUC、JICA と協議のうえ決定する。

(13) 基本計画／概略設計図の作成

- 各種調査に基づき、本事業の基本計画を作成する。基本計画の整理、確定にあたっては、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。
- 基本計画に基づいた概略設計図を作成する。概略設計図には、管路施設全体の平面図／縦断面図／標準断面図の図面を含める。

(14) 施工計画の立案

以下の施工計画について検討・作成する。

- ① 施工方針
- ② 施工上の留意事項
- ③ 施工区分(相手国負担工事との区分)
- ④ 品質管理計画
- ⑤ 資機材調達計画
- ⑥ 仮設計画(必要に応じて)
- ⑦ 実施工程
- ⑧ 資材ヤード・建設ヤード等の用地候補に係る検討
- ⑨ 施工期間中の通行の確保・交通安全等への配慮
- ⑩ 施工監理計画

本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を検討し、取りまとめる。(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本事業での整備対象施設に関する維持管理について、人的リソース・技術力・財政状況などを調査したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 維持管理業務の実施体制・方法及び事業の維持管理費・更新費用を検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

本業務では以下の対応を行う。

- 本事業で整備する施設／機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
- ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。
- 本事業により設置されるスマートメータを適切に運営・維持管理するための体制を検討する。スマートメータはPPUCにとって新しい装置となるため、故障時の対応やメンテナンス体制の検討、関連するシステムの操作、運用、更新計画策定についてソフトコンポーネントにてフォローすることとし、必要となる具体的な支援内容について、費用を確認する。
- 2008年以降の管路整備内容を含めたGIS (Geographic Information System) のアップデートを支援し、スマートメータや顧客情報との連携を図る。本調査ではその具体的な内容と方策を検討する。
- 別紙1 「5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用」の無償資金協力「上水道改善計画」(事後評価年度2021年度)で給水管が適切に旧管から切り離されてなかった箇所について、技術協力プロジェクト「無収水削減能力向上プロジェクト」(2022~2024年)実施以降のPPUCの対応状況や計画を確認し、具体的な案がなければPPUCが実施すべき対応策及びサポート体制を検討する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では以下の対応を行う。

- 施工時の工事安全対策に関する情報は発注者の現地事務所に蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機

関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に相談する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。

- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全／労働安全衛生に関する法律・基準に留意のうえ、最近の先行調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を検討し、概略設計に反映する。
- 施工時のアスベスト管の更新にあたっては、撤去、運搬、処分段階において、石綿粉じんの発散、ばく露が起きないように各工程に留意することとし、概略設計にも反映する。
- なお、施行前に不発弾の埋設調査を行い、発見された場合には適切に処理することを先方負担事項と整理し、工事実施にあたっては安全を十分に確保するよう働きかける。

(17) 内部照査の実施

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(18) 相手国負担事項の整理

- 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- 相手国側負担事項³（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ（支障物件）の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。
- 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(19) 免税情報の収集・整理

³ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項としてに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

本業務では以下の対応を行う。

- 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁴を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
 - 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- 過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会（OCAJI）等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報のアップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

（20）現地調査結果概要の作成・説明

- 概略設計協議前に行う現地調査後、10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

（21）概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁵。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

⁴ 無償資金協力事業では免税が原則である。

⁵ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

(22) 想定される事業リスクの検討

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中・実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- 事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(23) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめぐとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金協力事業の開発課題別指標例を参照する。

(24) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁶に対して事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会⁷を発注者が開催するので、受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(25) 協力準備実施報告書（案）の作成

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(26) 協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に

⁶ OCAJI等の関連業界団体を含む

⁷ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

説明する。

- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に維持管理体制の整備と必要な予算／財源の確保、環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査完了後速やかに概略事業費の記載を除く内容を公表すること、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

（27） 協力準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）⁸も作成する。

第5条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料および調査データは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	英語	電子データ	
現地調査結果概要	概略設計協議調査前	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	

⁸ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

	2024年11月末	英語	電子データ	
照査チェックリスト	概略設計協議 調査前	日本語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ⁹ の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概略事業費積算内訳書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
機材仕様書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
概要資料（案）	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2部
		英語	CD-ROM	2部
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2部
		日本語	製本	3部
		英語	CD-ROM	2部
		英語	製本	5部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

（２）インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書

- 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容

（３）概略事業費積算内訳書・機材仕様書

- 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容

（４）進捗報告書の初版

- 「進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)」に示された内容

（５）内部照査チェックリスト

⁹ Project Monitoring Report (PMR)

「内部照査について」に示された内容¹⁰

(6) 調査データ

- 位置情報¹¹の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
- ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
- Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

(7) 環境社会配慮に関する資料

① インセプション・レポート（環境社会配慮部分）

(ア) 記載内容：第4条「業務の内容」(6)「環境社会配慮」①「初期環境調査」に係る調査方針を記載し、環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。

(イ) 提出時期：初回現地調査前

② 環境チェックリスト

(ア) 記載内容：調査結果に基づき(6)「環境社会配慮」に係る暫定結果を環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。

(イ) 提出時期：設計方針会議資料として提出

③ ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

(ア) 記載内容：調査結果の全体成果(要約を含む)。第4条「業務の内容」(6)「環境社会配慮」に係る暫定結果を環境チェックリスト(案)の様式を用いて要約すること。

(イ) 提出時期：2024年11月末

④ ファイナル・レポート（先行公開版）

(ア) 提出時期：国際協力機構環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書を作成する。

第6条 再委託

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	地形・地質・埋設物調査	第4条「業務の内容」(4)「自然条件調査」(5) サイト状況調査に記載のとおり	一式	定額計上
2	環境社会配慮調査	第4条「業務の内容」(6)「環境社	一式	定額計上

¹⁰ 契約締結後に配布

¹¹ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

		会配慮」①「初期環境調査」に記載のとおり		
--	--	----------------------	--	--

第7条 機材の調達

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：パラオ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：コロール州及びアイライ州（人口：約 1.4 万人）
- (3) 案件名：コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画（The Project for the Improvement of Water Supply System in Koror and Airai）
- (4) 事業の要約：コロール州及びアイライ州において、老朽化した配水管の更新及びスマートメータの設置を行うもの。

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における水セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

パラオ共和国（以下、「パラオ」という。）はミクロネシア地域に位置し、約 300 の島から成る島嶼国である。人口約 1.8 万人（2022、世界銀行）を有し、経済・観光の中心地であるコロール州とアイライ州に人口の約 80%が集中している。新型コロナウイルス感染拡大前（2015 年～2019 年）の外国人訪問者は約 12 万人/年、その内約 20%が日本人とされ、日本人を含む多くの外国人もパラオの社会サービスを楽しんでいる。

パラオの水道事業は、パラオ公共事業公社（以下、「PPUC」という。）が担っている。パラオ政府は、国家インフラ投資計画において、上水道分野の課題について、①漏水の多さ、②不適切な検針・料金請求、③干ばつによる断水被害と気候変動による干ばつ頻度の上昇リスク等を挙げ、水道インフラへの投資や上下水道の管理能力強化等に取り組んでいる。

日本は、2015～2018 年に無償資金協力「上水道改善計画」を実施し、コロール州とアイライ州において、アイライ浄水場からゲルケソワル配水池までの送水管増設、マラカル配水区創設に伴う専用送水管の敷設、配水区の整理、日本統治時代（1940 年代）に敷設され老朽化した配水管（アスベスト管）の更新を実施した。その結果、送水能力をほぼ倍増させ、低水圧地域を解消した。他方、老朽化した配水管の更新については、当該 2 州の一部に留まり、無収水削減を実施する上での課題として残されている。配水管更新にあたっては、その管網図が無いことや管路更新計画の策定に課題があり、2022 年から技術協力プロジェクト「無収水削減能力向上プロジェクト」を開始し、管路更新計画策定や漏水探知など、PPUC の水道事業に係る能力強化を実施してきた。これらの協力により、PPUC の上水道事業の管理能力は改善されてきたが、依然として無収水率は 51%（2023 年）と高い値となっている。

無収水の要因は、未だ残されている老朽化した配水管の劣化や水道メータ以降で発生している宅内漏水、これまで更新されてきた配水管（旧管）からの切り離しが適切に行われていない箇所があるなど、物理的損失（漏水）が 43%を占め、また、不適切な検針・料金請求等による商業的損失が 8%を占める。これら無収水は、PPUC の財政状況を圧迫する要因の一つとなり、PPUC は上下水道部門の支出の約 54%を政府助成金に依存し、料金収

入の原価回収率は約 46%（2021 年）と財政基盤が脆弱な状況にある。また、2016 年にパラオで大規模な干ばつが発生し、長期に渡る計画断水と給水制限が行われた。この干ばつにより、水不足と衛生状態の悪化に見舞われた他、パラオ経済を支える観光業にも大きな影響を及ぼしている。パラオでは 2016 年の干ばつを教訓として、貴重な水資源の有効利用という観点から、漏水量の削減など、無収水対策を重要視している。

コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画（以下、「本事業」という。）は、老朽化した配水管の更新及びスマートメータの設置を行い、無収水の削減とデジタル化推進による上水道事業の管理能力強化を図り、もって、気候変動等による干ばつに強靱な水供給の実現に貢献するものである。

（2）水セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け（特に自由で開かれたインド太平洋（FOIP）等の主要外交政策との関連）

本事業は、2021 年 7 月に開催された第 9 回太平洋・島サミットで重点分野の一つとして掲げられた「持続可能で強靱な発展の基盤強化」に該当し、かつ、対パラオ共和国国別開発協力量針（2019 年 4 月）の重点分野「社会基盤・産業育成基盤の強化」及び「気候変動・環境問題・防災への対応」に合致する。また、「大洋州地域 JICA 国別分析ペーパー（JCAP）」（2023 年 3 月）では気候変動対策を重要な課題として分析している他、JICA グローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」及び「気候変動」にも資する。以上から、本事業はこれら我が国及び JICA の協力量針・分析に合致する。

（3）他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）が PPUC に対して財政支援を実施中であり、同財政支援の一部を用いて、本事業とエリア分けする形で配水管の更新を実施予定。

（4）本事業を実施する意義

本事業はパラオの開発課題・開発政策及び我が国並びに JICA の協力量針・分析に合致し、無収水の削減を通じて持続的な水資源の確保と供給に資するものである。SDGs ゴール 6「万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」及びゴール 13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

パラオは小島嶼国であり、水資源が限定的で気候変動を含む自然環境の変化に脆弱である（「環境的脆弱性」）とともに、経済規模が小さく政府予算も極めて小規模である（「経済的脆弱性」）。また、小島嶼国が影響を受けやすい気候変動に対して先進国である日本も応分の貢献が求められ（「地球規模課題への対応」）、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」実現の観点からもパラオとの緊密な二国間関係の維持が重要であり（外交的観点）、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

（1）事業概要

①事業の目的

本事業はコロール州とアイライ州において、配水管の更新及びスマートメータの設置を行い、無収水の削減及びデジタル化推進による上水道事業の管理能力強化を図り、もつ

て気候変動等による干ばつに強靱な水供給の実現に貢献するもの。

②事業内容

ア) 施設、機材等の内容

配水管の更新、給水管引き込み工事、スマートメータの設置

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細設計、入札補助、施工監理、適切な検針・料金請求に係る住民啓発、スマートメータの維持管理に係る支援

ウ) 調達・施工方法

本邦業者が施工し、現地調達が可能な資材は現地調達する

③本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象州の住民（約1万4千人）、外国人訪問者（約12万人/年）、PPUC

最終受益者：PPUC から給水を受けるパラオ国民（約1万8千人）

④他の JICA 事業との関係

無償資金協力「給水改善計画」（1990～1992年）において、コロール州とアイライ州に浄水場から既存配水池への送水管、既存配水池への水位制御設備、大型送水ポンプ等を設置。また、無償資金協力「上水道改善計画」（2015年～2018年）では、当該2州において送水管増強、配水区整理及び配水管を整備。現在、技術協力プロジェクト「無収水削減能力向上プロジェクト」において、PPUCの無収水対策の実施・管理能力の強化を実施している。これまで当該2州における水道システム全体の改善にかかる協力を段階的に行ってきており、本事業はこれら協力成果を引継ぐもの。本事業では、これまで着手できていない老朽化した配水管の更新とスマートメータの設置を行い、PPUCの無収水削減とデジタル化の推進を図ることで、PPUCの経営改善と安定的な水道事業の実現が期待される。

(2) 事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：パラオ公共事業公社（PPUC）

②他機関との連携・役割分担：ADBの財政支援で実施される事業との重複が発生しないよう協調を図る。

③運営／維持管理体制：PPUCが維持管理を行う。技術協力プロジェクトを通して、無収水対策に係る技術及び財務面の支援を実施しており、運営及び維持管理能力に特段の懸念はない。

(3) 安全対策：協力準備調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(4) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(5) 横断的事項：本事業はコロール・アイライ給水システムの配水管の更新、給水管引き込み工事及びスマートメータを設置することにより、漏水等が減り、上水道の管理能力強化支援により水資源の有効利用を通じ気候変動による影響に対応することから、気候変動適応策に貢献する。また、漏水等が減ることで、ベースラインにおける余分な水供給に係る電力消費量が削減され、GHG排出量が削減されるため、詳細は協力準備調査で確認す

る。

(8) ジェンダー分類：【確認中】 ■GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)

<分類理由>協力準備調査にて、ジェンダー視点に立った施設設計のニーズや PPUC における女性技術者の割合を含むジェンダーバランスなど、ジェンダー課題、対応する取組案及び指標案を策定・確認するため。

(9) その他特記事項

特になし

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名	基準値 (2023 年実績値)	目標値 (2030 年) 【事業完成 3 年後】
管路更新エリアの無収水率(%)	51	41
管路更新 (スマートメータ設置 対象) 地区の請求水量 (gal/月)	36 百万	44 百万
漏水削減水量 (gal/日)	0	24 万

(2) 定性的効果

- ・漏水削減とデジタル技術の活用による上水道の管理能力強化により、PPUC の経営が改善され、安定的な水道事業が実現される。
- ・気候変動等による干ばつ時も、安全かつ安定的な給水が継続される。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

パラオ国向け無償資金協力「上水道改善計画」(事後評価年度 2021 年度)では、旧管から新設した配水管への給水管付替えを先方負担とした結果、旧管からの切り離しが適切に行われず、漏水の原因となった箇所があることが実施中の技術協力プロジェクトにて判明した。本事業においても同様の引き込み工事が必要となるが、スマートメータまでの設置を施工業者が行うことで、確実に給水管付替えを実施し、事業効果を最大限に発現する。

以上

[別紙資料] コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画 環境社会配慮

[別添資料] コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画 地図

コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため。
- ③ 環境許認可：本事業にかかる環境許認可の要否の確認が必要。協力準備調査で詳細を確認する。
- ④ 汚染対策：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑤ 自然環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑥ 社会環境面：現時点で具体的な影響は特定されていないが、環境や社会への望ましくない影響とその回避・緩和策等については協力準備調査で詳細を確認する。
- ⑦ その他・モニタリング：具体的なモニタリング項目・手法等については協力準備調査で詳細を確認する。

以上

コロール州及びアイライ州における給水システム改善計画 地図



出典：「パラオ国無収水削減能力向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：上水道分野の管路施設計画・設計に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：大洋州地域及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年7月下旬から第1次現地調査、その後、解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2025年1月下旬から第2次現地調査（DOD）を実施する。なお、積算審査はDOD前までに完了することを基本とするものの、状況に応じて、積算審査未了の状況でDODを行うことも検討する。ただし、この場合は概要資料提出前までには積算審査を完了するとともに、DOD後に積算審査結果に基づく協力内容の見直し等に対応できるようにすること。

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約14.50人月

業務従事者構成の検討に当たっては、デジタル領域（DX）の専門性を持つ従事者を含めること。

2) 渡航回数を目途 全9回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます

- 地形・地質・埋設物調査
- 環境社会配慮

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- クラスタ事業戦略進捗モニタリングシート
- カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）（貸与資料）
資料貸与をご希望の方は事業実施担当部 (gegwt@jica.go.jp) にお問い合わせください。
- 本事業対象路線参考図

2) 公開資料

- パラオ国無収水削減能力向上プロジェクト事業完了報告書

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄パラオ語）	無（必要に応じて実施機関にて対応）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）（2024 年 4 月追記版）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

57,461,000円（税抜）

なお、定額計上分 12,000,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述（3）のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	地形・地質・埋設物調査に係る経費	第4条「業務の内容」(4)「自然条件調査」(5)「サイト状況調査」	10,000,000円	自然条件調査費一式	現地再委託費
2	環境社会配慮調査に	第4条「業務の内容」(6)「環境社会	2,000,000円	環境調査費一式	現地再委託費

	係る経費	配慮」①「初期環境調査」			
--	------	--------------	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)